

Title	古版経済書解題 一千六百十五年版サー・ダッドリイ・ディッグズ著 貿易の擁護
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.5 (1942. 5) ,p.426(66)- 437(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19420501-0066
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420501-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古版經濟書解題

一千六百十五年版サー・ダッドリィ・ディグズ著『貿易の擁護』

高橋誠一郎

一

吾人は一昨年十一月本誌第三十四卷第十一號に於いて、英國東印度貿易に關する論戰の二産物として、一千六百十五年にロバート・キールの著『トレーヰ・インクリース』の現れたことを述べ、其の内容に就いて物語り、而して最後に之れに對する抗論として東印度會社の有力なる一員、サー・ダッドリィ・ディグズの『貿易の擁護』が同じき年に倫敦に於いて出版せられた旨を記した。吾人は今本號に於いて此のディグズなる人物と其の著に就いて略述せんとする。

サー・ダッドリィ・ディグズ(Sir Dudley Digges)は一千五百八十三年、ケント郡、バーナム教區ディグズ・コートコートのトマス・ディグズ(Thomas Digges)を父とし、サー・ウォリアム・セント・レジャー(Sir Warham St. Leger)の女アグネス(Agnes)を母として生れた。父トマスも祖父レオナード(Leonard)と共に著名なる數學者であつた。一

千五百九十八年、特別待遇生(gentleman commoner)として牛津のユニヴァーシティ・コレッジに入學し、一千六百〇一年に之れを卒へ、文學得業士の稱號を授けられた。彼の指導者チユークターは、後にカンタベリーの大監督と爲つたチヨージ・ボット博士(Dr. George Abbot)であつた。學位を得て後、數年間國外に遊んだと稱せられてゐる。一千六百〇四年、父との合著 Four Paradoxes, or Politique Discourses; two concerning military discipline wrote long since by Thomas Digges; two of the worthiness of war and warriors. By Dudley Digges, his sonne. を四折判として倫敦で出版した。一千六百〇七年、ホワイト・ホールに於いて勳爵士に列せられた。一千六百一十二年 Corwall's Crudhes. に前附けせられた讚詩集(Panegyricke Verses.)に短詩數篇を寄せた。

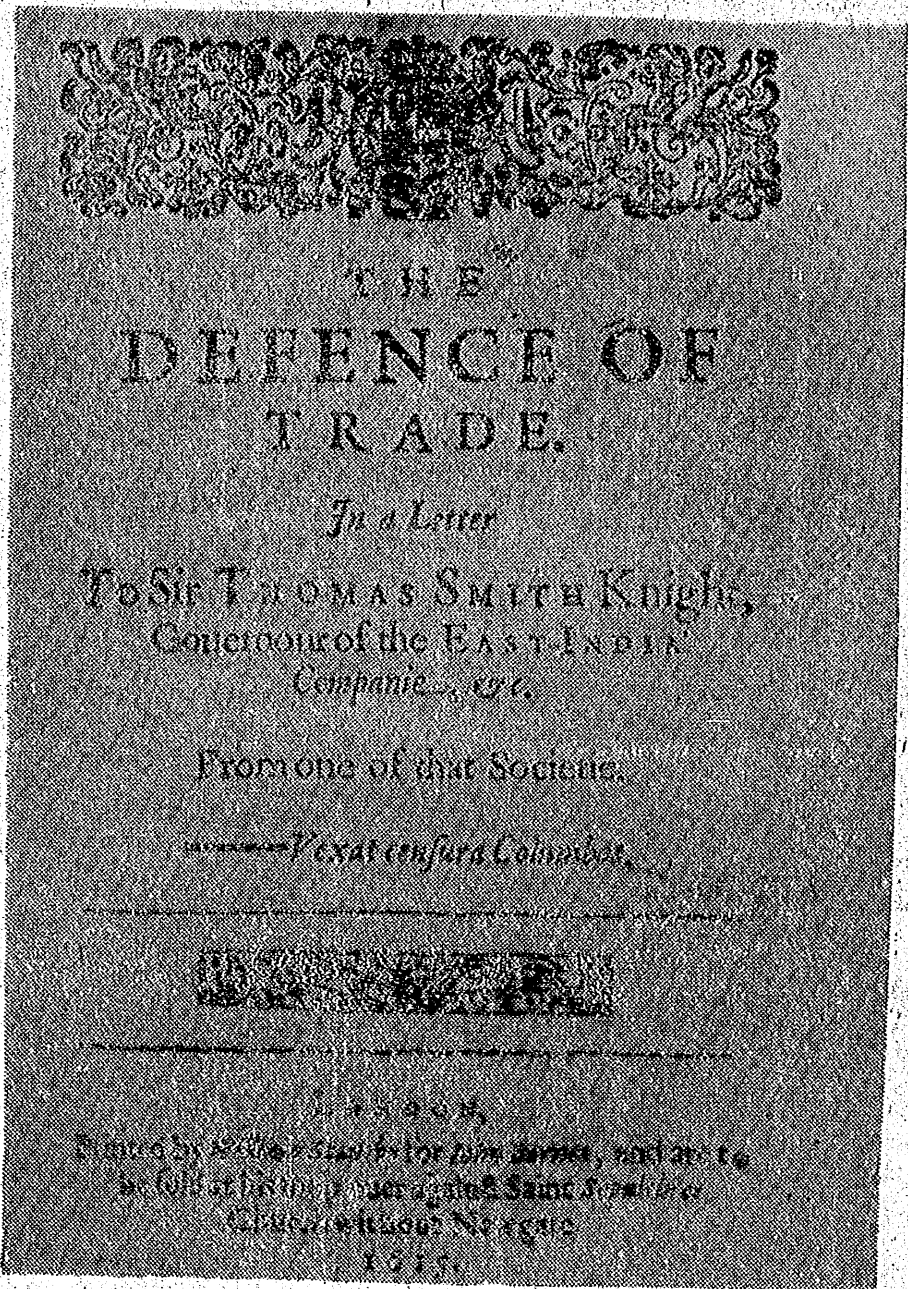
ディグズは早くから東印度會社の株主であり、北西航路計畫に關心を有することが大であつた。即ち、同通路によつて東洋と貿易を行ふの目的を以つて一千六百一十二年に組織せられた一會社の創立者の一人であつたが爲めである。一千六百十四年には、彼れは東印度會社總裁の候補者として立ち、又一千六百十年及び同十四年にはチヨークスベリィより選出せられて下院に列じ、十四年の議會には討論に参加し、國王に對して攻撃の鋒を向くること大なりしが爲め暫時投獄せらるゝの憂目を見た。彼れは一時サマーセット伯(Earl of Somerset)の御用を勤めて居つたものゝ如く、一千六百十五年詩人サー・トマス・オーヴァムブリー(Sir Thomas Overbury)毒害(オーヴァムブリーがロバート・カー(Robert Carr)即ち後のサマーセット伯とエッセックス伯爵夫人との結婚に反對したが爲めに彼の女の指喉によつて行はれたもの)の下手人ウェスタン(Richard Weston)の公判に際して彼れが證人として行つた供述は之れを立證するものと云はれてゐる。彼れが『貿易の擁護』を公にしたのも同じく一千六百十五年のことであつた。

一千六百十八年、當時波蘭と戦を交へて居つた露西亞皇帝は借款の交渉を行はんことを欲して居つたので、英國王ジェームズは右の金額を調達す可きことをマスコヴィ會社及び東印度會社に命じ、而して其の條件を取り極めるが爲めにディッグズを露西亞に派遣した。ディッグズは同年四月、二萬磅を携帶して英國を出發し、而して露西亞に着するや、其の秘書フィンチ(Finchi)をして一萬磅と國王よりの書翰をマスコオに持參せしめた。皇帝は如何なる條件をも承認せんとはしなかつたが、而も、フィンチを強要して其の持參した金子を交付するの已むなきに至らした。ディッグズは同年十月、殘金を持つて英國に歸つた。博物學者の資格でディッグズに隨行したジョン・トランドスカント(John Tradescant)の書いた此の旅行の記述が手書のまゝ牛津大學アッシュモール博物館(Ashmolean Museum)に保存せられてゐると云ふことである。(MS. 824, xvii)。

ディッグズは一千六百二十年、東印度會社總裁モーリス・アボット(Maurice Abbot)と共に、英國東印度會社と和蘭東印度會社との間の争議を解決するが爲めに和蘭に派遣せられた。此の談判は、ディッグズに従へば、和蘭側の表裏相反する態度によつて失敗に終つた。彼れは一千六百二十一年の初めに英國に歸り、チークスベリイから議員に選出せられた。彼れは此の年の討議に於いて烈しく獨占の弊害と有害なる關稅請負取立制度を攻撃し、庶民の特權が神聖にして賣る可からず又奪ふ可からざる性質のものなることを強く主張した。斯くて、彼れはサー・トマス・クリュー(Sir Thomas Crewe)及び其の他の庶民黨領袖と共に、一千六百二十二年春、愛蘭に派遣せられた調査委員の一人に任命せられた。チェンバレン(Chamberlain)の報する所に據れば、彼れは十月歸國すると共に、其の引き當つ可き何物かを期待して致々として宮廷に通つたのであるが、何等酬いられる所がなかつたと云ふことである。彼れは一千六百二十四年、五年及び六年の議會に再びチークスベリイを代表して議席を占め、二十六年には長文の

書翰を國王に奉り、其の父王に二十箇年間仕へたる者として、彼れに向つて、穩和にして而も斷乎たる態度を以つて行動す可きことを可成りに率直に進言した。同年、彼れは雄辯を振つて、バックingham公爵(Duke of Buckingham)彈劾に際して事實の申立を爲した。此の演說中に、國王の名譽を毀損する事項の存することが發見せられて、彼れはフリート監獄(The Fleet)に投ぜられたが、庶民の示威大であつたが爲めに、彼れは拘禁三日にして釋放せられた。彼れは告發の理由となつた言語を使用することを絶対に否認した。彼れは樞密院で或る「不適當な言語」を使用したと云ふ角で、一千六百二十七年一月、再びフリート監獄に投ぜられたが、翌月辯明を行つた後釋放せられた。彼れと極めて親しい交際を續けて居つた大監督アボットは、彼れが一時バックingham公爵の御用を勤めて居つたが、此の貴族の彼れに對する「或るふさはしからぬ態度」に由つて之れを廢棄するに至つたと云つてゐる。

一千六百二十八年の議會にはケントより選出せられ、臣民の自由を確保する最良の方法を上院議員と協議するが爲めに同院に派遣せられた代表者の一人に擧げられた。此の代表者中には、彼れの外、リットルトン(Littleton)、ヤルデン(Selden)及びコーク(Coke)が居つた。同年議會から國王チャールズ一世に提出せられた「權利訴願」(Petition of Right)は實て彼れが能動的役割を演じた此の協議會の成果であつた。庶民が國事に干渉することを禁ずる國王の教書に就いての同年六月の討論に於いては、議長がサー・ジョン・エリオットを遮つて、國務大臣を誹謗せざる可きを彼れに命じたので、エリオットが着坐するや、ディッグズは聲を勵まして「吾人が議會に於いて是れ等の事柄に就いて云々することを得るに非ざれば、吾人は立ち上つて退出するか、然らざれば、靜坐して何事をも爲ないことにしよう」と叫んだ。是に於いて、暫く深い沈黙が続いた後、討論は再び開始せられた。一千六百三十年、ディッグズはサー・ジュリアス・シーザー(Sir Julius Caesar)の死を豫期して、記録係判事職(mastership of the rolls)を繼承



するの權を與へられた。一千六百三十三年には最高宗法院判事に任ぜられ、同三十三年にはシーザーが死去した
が爲めに彼れの職を繼承した。彼れは一千六百三十九年三月十八日を以つて歿し、カンタベリー附近のチルアムに
葬られた。

一千六百四十二年に出版せられた *Right and Privileges of the Subject* と題する四ツ折判の小冊子は彼れの著
と認められてゐる。バックingham公爵彈劾に關する彼れの演説は長期議會の命によつて一千六百四十三年に四ツ折
判として出版せられた。彼れの書類の中に發見せられた寫しから、佛蘭西との同盟條約に對する折衝に關するエリザ
ベス女王とレスター伯 (Earl of Leicester) (バーリー男 (Baron Burghley) (ウォルシンガム (Sir Francis Walsingham)
及びサー・トマス・スミス (Sir Thomas Smith) との文通 (一千五百七十年より八十一年に互る) は一千六百五十五年
に *The Compleat Ambassador* と題し、一ツ折判として出版せられた。サー・ヘンリー・ミアズ (Sir Henry
Sheers) によつて法令局内の書類の中から看出されたドーヴァの防備に關しエリザベスに奉つた書はディックズか
然らざればサー・ウォォーター・ラリの筆に成つたものと認められてゐる。此の上書はミアズによつて一千七百年に
上梓せられてゐる。

ディックズの妻メリィ (Mary) はケント郡ワイ市附近のオーラントイに住して居つたサー・トマス・ケンプ (Sir
Thomas Kempe) の女であつて、彼れは彼の女を通じてチルアムの莊園と居城とを取得した。彼は岳父の記念とし
て一千六百二十年チルアム寺院内に精巧なる大理石碑を建立した。彼れは又、ファヴァンシャムの近くにも所領を有
し、之れに遺言を以つて二十磅の年金を負擔せしめ、往歩競走の賞品を備ふるの資に充てしめた。此の競走は毎年
五月十九日にファヴァン附近に於いて舉行せられるものであつて、男女の出場を許した。此の年次競走は第十八世紀

の終まで繼續した。彼れの辯舌は幾分不自然であり、街ひ氣味があつたと云はれらる。(The Dictionary of National Biography, vol. v, pp. 973-974.)

II

『貿易擁護』の扉には「東印度會社總裁サー・トマス・スマイスに宛てた同會社の一員よりの書翰」と記されてゐるのみで、著者の名は明記してないが、本文末にはダッドリー・ディグズ (Dudly Digges) の署名がある。(The Defence of Trade. In a Letter to Sir Thomas Smith Knight, Governour of the East-India Company, &c. From one of that Societe, 1615, p. 50.) 出版者は倫敦ニューゲート外聖墓寺院 (Saint Sepulchres Church) 眞田 (S. J. Barnes) であり、印刷者はウィリアム・スタンズビー (William Stansby) である。

著者ディグズに従へば、勤勉なる蜜蜂にも似たる善良にして周到なる商人等は、怠惰なる雄蜂と強欲なる蠅とが、食ひ込む高利と有害なる術計とを以つて、自國內に於ける臣民の資産を劫掠する間に、片隅の同様の蜘蛛が恐らくは彼れ等に對して薄弱なる反對論を巢掛けて其の無益の日を費しつゝある間に、海外の最遠隔なる地方より其の巢箱に蜜を齎し、貧民に衣食を給し、快く應ずる者には仕事を與へて、彼れ等と共に、又、國家と共に、初めヴェニスが地中海沿岸の地方に互つた彼れ等の貿易によつて享受し次いで葡萄牙人が(其の時迄は貧困なる葡萄牙人であつたものが) 其の東洋諸邦との更らに有利なる遠洋貿易によつて獲得した富と名譽とを取得せしめるのである。(Ibid. pp. 2-3.) 彼れは其の著の六頁より十五頁に互つてキールの『トレイズ・インクリース』の十三頁より三十三頁に互る章句を黒體活字を以つて掲げる。次いで、彼れは、箇條を分つて、東印度貿易の目的を以つてする大船の建造、之れに基く造船用材の不足、巨船の難破及び海員の減少並びに其の結果たる英國海軍力の減退に關する政

撃に逐次答辯する。(前掲『三田學會雜誌』第三十四卷第十一號二一三四頁參照)。

彼れは、東印度會社所屬船舶並びに其の噸數を以つて、ドラガン「一千六十噸」(同會社によつて購入せられた老朽船ではあるが、同會社が修繕を加へて堅牢ならしめ、現在印度に向け其の第五回目の航海を行ひつゝあるもの)、「クター」八百噸(同じく購入せられた老船であつて、新装せられ武装せられて、今や同じく其の第五回目の航海に赴きつゝあるもの)、「スーザン」四百噸(購入せられた時、既に朽廢甚しき船舶であつて、恐らくは解體して燃料たらしめらる可きものであつたが、而も猶ほ一回の航海を行ひ、而して其の第二次の歸航に際し浸水して沈没せるものと想像せらるゝもの)、「アスセンション」四百噸(購入せられた老船であつて、兵器、素具、装具等に五百磅を費し、兩航海を行ひ、而して第三次の航海に於いてカムバー(Cambaya)の海岸に於いて下劣なる船長が片意地に水先案内を招へることを肯じなかつたが爲めに坐礁せるもの)、「コンセント」二百五十噸(購入せられた船舶であつて、丁香其他を輸入したのであるが、餘りに小さ過ぎるものと看做されて、賣却せられたもの)、「ユニオン」四百噸(帆柱及び松樅板(Deck)輸入に従事して居つたものを買収した老廢粗造船であつたが、同會社が費用を掛けて武装を施したものであつて、ブリタニーの海岸に於いて難破せるもの)、「エックスペディション」三百二十噸(其の第三次の航海を行ふが爲めに出帆せるもの)、「トレイズ・インクリース」一千二百九十三噸(新造船であつて、バンナムに於いて修繕の爲め傾船しつゝあつた際に、錨鎖の切斷によつて動搖を來し、半壞せるもの)、「ハッパアロー」三百四十二噸(新造せられたものであつて、目下其の第二の航海を行ふが爲めに出帆せるもの)、「ダーリング」一百五十噸(新造船であつて、目下印度に於いて貿易及び探検を行ひつゝあるもの)、「グローブ」五百二十七噸(ベンゴール(Bengala)に於ける貿易及び探検の爲めに改造せられた購入船であつて、同地方より猶ほ未だ歸還せず)、「クロウツ」五百二十

七噸(船長セーリス(Salis))と共に日本に在つた堅牢なる新船であつて、再び其の第二の航海に赴かんとしてあるもの)、「トマス」三百四十二噸(新造船であつて、其の第二の航海に向つて出帆せるもの)、「ジェームズ」六百噸(新造船であるが、猶ほ未だ印度から歸還しない)、「オーシアンター」二百十三噸(新造船であるが、猶ほ未だ歸還しない)、「サロモン」四百噸(是れ亦其の第二次の航海に赴いた)、「コンコード」二百十三噸(最近に出帆した)、「ニュー・イーラス・ギフト」八百六十七噸(愛蘭の木材を以つて新造せられたもの)、「ホープ」五百三十三噸(愛蘭に於いて新造せられたもの)、「サマリタン」五百四十三噸、「ザマツイン」二百三十三噸(新造)、「アドヴァイス」二百六十噸(新造)、「ライオン」三百八十六噸、「グレート・デフェンス」四百噸(將さにクロウヴ號と共に出帆せんとしつゝあるもの)と記してゐる。其の外に目下デットフォード(Depford)即ち(Depford)に於いて建造中のものが更に二隻ある一は一千一百タン、他は九百タンのものである。而して同會社は是れ等の船舶によつて既に十七航海を行つたのである。(Ibid., pp. 19-22)。東印度會社が世界の最遠隔なる未知の地方に異國民との通商を求めつゝある間に於いて、特に其の幼年期にして探檢的なる貿易の十四年内に、斯くの如く多數の船舶の中に在つて、斯くの如く長き航海に於いて、四隻を喪失せることが、さまで大なる損害であらうか。「吾人は吾人が是れ以上を喪失することのなかつたことを神の大なる加護として感謝するに躊躇せざるものである」。神は葡萄牙や和蘭のやうな一定の他國民には斯くの如き神恩を施すことがなかつたのである。(Ibid., pp. 22-23)。

茲にディックズの擧示した「クロウヴ」號は、實に我が日本に渡航した最初の英船と看做されるものであつて、其の船長ジョン・セーリス(John Salis)は東印度會社の命を受け、「クロウヴ」號の外、前記「ヘクター」號及び「トマス」號を率ゐて、一千六百十一年四月十八日、英國ケント郡ダウンス港を出帆し、翌十二年十月二十三日「ヘクター」先

づバンタムロードに入港し、翌二十四日「クロウヴ」、十一月十八日「トマス」と云ふ順に相前後して入港し、更らに翌十三年(慶長十八年)一月二十四日、セーリスは「クロウヴ」號に乗じ、バンタムを解纜し、六月十二日、我が平戸に到着し、約十三年前より我が國に滞在せるウィリアム・アダムス即ち三浦按針と共に、八月六日平戸を發足し、駿府に於いて大御所家康に謁し、英國ジェームズ一世の親翰及び進物を呈し、更らに江戸に上つて將軍秀忠に謁し、再び駿府を訪れて家康の復書及び進物並びに貿易許可の朱印狀を得て、十一月六日平戸に歸り、同地に英商館を設け、リチャード・ロックス(Richard Cocks)を館長たらしめて本國に歸航したのである。(Sir Ernest M. Satow, The Voyage of Captain John Saris, 1613. Edited from Contemporary Records, 1900. 並びに昭和十二年版武藤長藏博士著「日英交通史之研究」参照)。

問題の焦點となつた「トレイズ・イングリズ」號難破事件に就いては、ディックズは下の如くに物語つてゐる。英國が多年仰望して居つたカムベール貿易の眞の基を開いた司令官サー・ヘンリー・ミッドルトン(Sir Henry Middleton)はモーカー(Mocha)即ちモカ(Mocha)に於ける彼れの最も殘忍なる監禁に對し不誠實なる土耳其人を懲罰した時、彼れは十二個月の逗留が這般の不幸によつて更らに長引く可きを認め、其の船を危険に陥らしむることある可きを怖れて、當時英國の最大なる在外貿易所であつたバンタムに於いて之れを修繕するが爲めに傾船せんとしたのである。然るに、當時此の地の土人の間に致命的傳染病が猖獗を極めて居り、彼れ及び其の配下の多數を襲つて之れを死に致さしめた。斯くて、同船は鍊條の切斷によつて動搖し、之れを救助す可き熟練者を缺けるが爲めに水上に於いて半壞するに委せられたのである。(Defence of Trade, pp. 23-24)。而も、同船は傾船中、横倒れとなつて、完全に難破し、ジャヴァ人によつて悪意を以つて火を放たれ、船員の大部分は致命傷を受け、ミッドルトン自身も彼

れ等と共に、一千六百十三年五月二十四日に死んだと云ふのが真相のやうである。

『トレージ・インクリース』の著者は、四艘の船舶の難破によつて、吾人は少くも四百五十人を喪失し、而して、此の冒險に於いて這般の航海の開始以來使用せられた約三千人の中、吾人は二千以上の多數を喪失したと稱してゐる。(The Trades-Increase, p. 27.)。而も、ディッキングズの言ふ所に據れば、其の出帆の際には、『トレージ・インクリース』號は二百十一人、『ユニオン』號は七十人、『アスセンション』號も七十人、『スーザン』號は八十四人、總計四百三十五人を有して居つたに過ぎなかつた。而して是れ等のものの中、初めの三艘は、其の船體は失はれたが、是れに由つて一人をも失ふことがなかつた。(Defence of Trade, pp. 33-34.)。

著者は又、東印度貿易が英國の資財を増加し、(Ibid., p. 43)、而して、東印度會社の成立以後、胡椒、丁香、肉荳蔻華、肉荳蔻等、東印度貨物の價格が下落せるの事實を指摘する。彼れは唯り香料のみに於いても、這般の貿易は年々英國をして、六萬九千六百六十六磅十三志四片を節約せしめるものであると算定してゐる。(Ibid., p. 43-44.)。彼れは又、東印度への航海に備ふるが爲めに國內の食料品が著しく其の價格を騰貴したと做すの非難に答へる。東印度商人が海に送る者の口は國內に在つても亦食ふ可きである。加之、小麦麵麩は故らに佛蘭西から取り寄せられ、飲料は言はゞ總べて西班牙の葡萄酒及び苹果酒であつて、殆んど何等の麥酒も含まれることなく、肉類は牛肉及び豚肉であつて、船内の同食者に割り當てられ、而して其の支給せらるゝは一週七日の中單に三日に限られ、そは又、三十個月の中、二十個月に過ぎずして、他の十個月若しくは屢々其の以上は印度若しくは海外の地方に於いて供給せられる。(Ibid., pp. 46-47.)。金銀輸送の問題に關しては、彼れは東印度商人等が輸出するものは常に外國の貨幣であり、彼れ等が輸入するものは自國の鑄貨ではないと稱してゐる。尙ほ、彼れは近くジョン・セ

ーリスによつて我が日本の平戸に設置せられた英國商館に關説し、日本には、嘗だに總べて是れ等の地方に於ける貿易に役立つのみならず、恐らくは英國に可成りに多くの部分を歸來せしむる可き銀の蓄積の存することを説いてゐる。(Ibid., p. 48.)。斯くの如く其の前途を屬望せられた平戸英國商館は損失過大であつたが爲め一千六百二十三年に閉鎖せられることゝなつた。

要するに本書は一千六百二十一年に現れたトマス・マンの『東印度貿易擁護論』の前驅をなすものではあるが、其の含蓄の深淺、其の論述の巧拙、到底之れと目を同じうして論ず可きものではない。